

平成 29 年 12 月
防 衛 省

自衛隊法施行令の一部改正について

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 23、第 87 条の 26、第 87 条の 31、第 87 条の 33、第 87 条の 34、第 87 条の 35 及び第 87 条の 36 の改正は、職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 317 号）と同様に再就職の届出事項及び公表事項を追加するものです。

今回の改正は、内閣官房が意見公募手続を実施して定めた職員の退職管理に関する政令の一部改正と実質的に同一の改正であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 5 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 23583）